

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金(引上げ分)の財源充当について

(令和6年度予算)

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 150,411 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	571,199	320,015	94,800	1,200	14,991	140,193
	高齢者福祉事業	93,755	567	0	21,857	6,891	64,440
	児童福祉事業	850,988	63,390	689,300	30,060	6,592	61,646
	母子福祉事業	1,505	0	1,300	0	20	185
	小 計	1,517,447	383,972	785,400	53,117	28,494	266,464
社会 保険	介護保険事業	456,671	22,073	0	7,304	41,275	386,019
	国民健康保険事業	151,711	56,677	0	0	9,180	85,854
	小 計	608,382	78,750	0	7,304	50,455	471,873
保健 衛生	高齢者医療事業	397,489	69,714	0	0	31,663	296,112
	病院事業	349,404	0	0	0	33,752	315,652
	疾病予防対策事業	74,986	3,430	0	10,485	5,899	55,172
	医療提供体制確保事業	1,529	0	0	0	148	1,381
	小 計	823,408	73,144	0	10,485	71,462	668,317
合 計		2,949,237	535,866	785,400	70,906	150,411	1,406,654